（六）

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙
		扶養親族等の数								
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	
以上	未満	税額								税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
740,000	743,000	71,510	65,180	58,840	52,510	46,180	39,840	33,510	27,180	253,700
743,000	746,000	72,050	65,720	59,380	53,050	46,720	40,380	34,050	27,720	255,200
746,000	749,000	72,590	66,260	59,920	53,590	47,260	40,920	34,590	28,260	256,700
749,000	752,000	73,130	66,800	60,460	54,130	47,800	41,460	35,130	28,800	258,200
752,000	755,000	73,670	67,340	61,000	54,670	48,340	42,000	35,670	29,340	259,700
755,000	758,000	74,210	67,880	61,540	55,210	48,880	42,540	36,210	29,880	261,200
758,000	761,000	74,750	68,420	62,080	55,750	49,420	43,080	36,750	30,420	262,700
761,000	764,000	75,290	68,960	62,620	56,290	49,960	43,620	37,290	30,960	264,300
764,000	767,000	75,830	69,500	63,160	56,830	50,500	44,160	37,830	31,500	265,800
767,000	770,000	76,370	70,040	63,700	57,370	51,040	44,700	38,370	32,040	267,300
770,000	773,000	76,910	70,580	64,240	57,910	51,580	45,240	38,910	32,580	268,800
773,000	776,000	77,450	71,120	64,780	58,450	52,120	45,780	39,450	33,120	270,300
776,000	779,000	77,990	71,660	65,320	58,990	52,660	46,320	39,990	33,660	271,800
779,000	782,000	78,530	72,200	65,860	59,530	53,200	46,860	40,530	34,200	273,300
782,000	785,000	79,070	72,740	66,400	60,070	53,740	47,400	41,070	34,740	274,900
785,000	788,000	79,610	73,280	66,940	60,610	54,280	47,940	41,610	35,280	276,400
788,000	791,000	80,150	73,820	67,480	61,150	54,820	48,480	42,150	35,820	277,900
791,000	794,000	80,760	74,360	68,020	61,690	55,360	49,020	42,690	36,360	279,400
794,000	797,000	81,390	74,900	68,560	62,230	55,900	49,560	43,230	36,900	280,900
797,000	800,000	82,010	75,440	69,100	62,770	56,440	50,100	43,770	37,440	282,400
800,000	803,000	82,630	75,980	69,640	63,310	56,980	50,640	44,310	37,980	284,000
803,000	806,000	83,250	76,520	70,180	63,850	57,520	51,180	44,850	38,520	285,500
806,000	809,000	83,870	77,060	70,720	64,390	58,060	51,720	45,390	39,060	287,000
809,000	812,000	84,490	77,600	71,260	64,930	58,600	52,260	45,930	39,600	288,500
812,000	815,000	85,110	78,140	71,800	65,470	59,140	52,800	46,470	40,140	290,000
815,000	818,000	85,730	78,680	72,340	66,010	59,680	53,340	47,010	40,680	291,500
818,000	821,000	86,350	79,220	72,880	66,550	60,220	53,880	47,550	41,220	293,000
821,000	824,000	86,970	79,760	73,420	67,090	60,760	54,420	48,090	41,760	294,600
824,000	827,000	87,600	80,310	73,960	67,630	61,300	54,960	48,630	42,300	296,100
827,000	830,000	88,220	80,930	74,500	68,170	61,840	55,500	49,170	42,840	297,600
830,000	833,000	88,840	81,550	75,040	68,710	62,380	56,040	49,710	43,380	299,100
833,000	836,000	89,480	82,200	75,610	69,270	62,940	56,610	50,270	43,940	300,600
836,000	839,000	90,170	82,890	76,210	69,870	63,540	57,210	50,870	44,540	302,100
839,000	842,000	90,860	83,580	76,810	70,470	64,140	57,810	51,470	45,140	303,600
842,000	845,000	91,550	84,270	77,410	71,070	64,740	58,410	52,070	45,740	305,200
845,000	848,000	92,240	84,960	78,010	71,670	65,340	59,010	52,670	46,340	306,700
848,000	851,000	92,930	85,650	78,610	72,270	65,940	59,610	53,270	46,940	308,200
851,000	854,000	93,620	86,340	79,210	72,870	66,540	60,210	53,870	47,540	309,700
854,000	857,000	94,310	87,030	79,810	73,470	67,140	60,810	54,470	48,140	311,200
857,000	860,000	95,000	87,720	80,440	74,070	67,740	61,410	55,070	48,740	312,700
860,000円		95,350	88,070	80,780	74,370	68,040	61,710	55,370	49,040	314,300
860,000円を超え970,000円に満たない金額		860,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち860,000円を超える金額の23％に相当する金額を加算した金額								314,300円に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち860,000円を超える金額の40％に相当する金額を加算した金額

（七）

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙
		扶養親族等の数								
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	
以上	未満	税額								税額
970,000円		円 120,650	円 113,370	円 106,080	円 99,670	円 93,340	円 87,010	円 80,670	円 74,340	
970,000円を超え1,720,000円に満たない金額		970,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち970,000円を超える金額の33％に相当する金額を加算した金額								
1,720,000円		円 368,150	円 360,870	円 353,580	円 347,170	円 340,840	円 334,510	円 328,170	円 321,840	円 658,300
1,720,000円を超え3,550,000円に満たない金額		1,720,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち1,720,000円を超える金額の40％に相当する金額を加算した金額								658,300円に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち1,720,000円を超える金額の45％に相当する金額を加算した金額
3,550,000円		円 1,100,150	円 1,092,870	円 1,085,580	円 1,079,170	円 1,072,840	円 1,066,510	円 1,060,170	円 1,053,840	
3,550,000円を超える金額		3,550,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち3,550,000円を超える金額の45％に相当する金額を加算した金額								
扶養親族等の数が7人を超える場合には、扶養親族等の数が7人の場合の税額から、その7人を超える1人ごとに1,580円を控除した金額										従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されている場合には、当該申告書に記載された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに1,580円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額

（注）　この表における用語については、次に定めるところによる。

㈠　「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族をいう。

㈡　「社会保険料等」とは、第七十四条第二項（社会保険料控除）に規定する社会保険料及び第七十五条第二項（小規模企業共済等掛金控除）に規定する小規模企業共済等掛金をいう。

（備考）　税額の求め方は、次のとおりである。

㈠　給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、

⑴　まず、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除した金額を求める。

⑵　当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人以下である場合には、⑴により求めた金額に応じて「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

⑶　当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人を超える場合には、⑴により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が7人であるものとして⑵により求めた税額から、扶養親族等の数が7人を超える1人ごとに1,580円を控除した金額が、その求める税額である。

⑷　⑵及び⑶の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の控除対象配偶者又は扶養親族のうちに障害者又は第八十五条第二項（扶養親族等の判定の時期等）に規定する同居特別障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、それぞれ⑵及び⑶の扶養親族等の数とする。

㈡　給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。）については、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに1,580円を控除した金額）が、その求める税額である。